

## 6107 外国から到着した郵便物の輸入手続の期限

郵便物の内容、価格等が不明確である場合、又はその品物の輸入について、輸入貿易管理令又は医薬品医療機器等法の規定により、所管する省庁の許可・承認等を必要とする場合には、郵便物の名宛人に対して、税関の外郵出張所から「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」という「はがき」を送付します。この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物については、国際郵便約款の規定により、原則として日本郵便株式会社より差出人に返送されることとなります。輸入に必要な税関手続以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの名宛人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送してください。この手続が遅れる理由の連絡がない場合は、保管期限超過後に、差出人に返送されることとなりますのでご注意ください。

なお、万国郵便条約において郵便物に入れてはならないものとされている物品のうち麻薬その他の不正な薬物や爆発物などの物品を包有する郵便物については、同条約の規定に基づき、いかなる場合にも、受取人に配達されず、また、差出元にも返送されません。

(国際郵便約款第66条、第67条、第99条、万国郵便条約第18条、通常郵便に関する施行規則第149条、小包郵便に関する施行規則第140条)